

契約書面等の電子化について

令和3年1月14日

消費者庁

- 規制改革推進会議第3回成長戦略ワーキング・グループ(令和2年11月9日開催)において、特定継続的役務提供における概要書面及び契約書面の電子化が取り上げられた。当該会合では、デジタル化を促進する方向で、適切に検討を進めると回答している(参考資料参照)。

上記を踏まえ、さらに検討を行い、特定商取引法及び預託法の契約書面等の電子化について、以下のとおり対応する予定である。

- 特定商取引法及び預託法では、契約の申込み時の申込書面又は概要書面及び契約締結時の契約書面について、事業者に「書面」による交付を義務付けている。

⇒ 消費者の保護を損なわないようにするとともに、他法令の例も参照し、特定継続的役務提供に加え、訪問販売等の特定商取引法の各取引類型(通信販売を除く。)及び預託法において、消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付することを可能にする。

⇒ 次期通常国会に提出予定の特定商取引法及び預託法の改正法案で改正を行う予定である。

(以上)